

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人共愛学園
②設置大学名称	共愛学園前橋国際大学
③担当部署	総務部
④問合せ先	027-266-9051 somu@c.kyoai.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025 年 9 月 24 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 9 月 29 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kyoai.ac.jp/guide/disclose/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神や教育目的を、多様なステークホルダー、特に学生を含む関係者全員に対して、明確かつ具体的に示している。 (掲載先 URL) https://www.kyoai.ac.jp/guide/idea/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にしている。 また、自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組んでいる。 (掲載先 URL) https://www.kyoai.ac.jp/guide/policies/
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長、副学長、学部長等の役職者の職務権限および役割に関しては、共愛学園前橋国際大学規程により、教学組織の権限と役割を明確にしている。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント：FD、スタッフ・ディベロップメント：SD に関し、教学マネジメント本部を中心に基本方針を定めて実施している。 (掲載先 URL) https://www.kyoai.ac.jp/guide/disclose/

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	「最先端の学修と人材育成を確立させる柱に、教育の質保証システム先進大学となる」という大学のビジョンに基づき、2024 年度～2026 年度中期経営計画を策定・推進している。

実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期的な計画の進捗状況、財務状況については、自己点検評価委員会及び内部監査委員会（内部監査外部アドバイザー含む）で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおり。 養成する人材の素養として「地域社会の諸課題への対応能力」「国際社会と地域社会の関連性についての識見」「問題を発見し解決するための分析能力・実践的技能」「社会の国際化に対応できる十分なコミュニケーション能力」の4点を挙げている。換言すれば、地域の生活文化に立脚しながら、国際化、情報化に対応できる地域社会の新たな創造と地域文化の形成にかかわっていく人材である。また、地域の生活を見つめながら、地域と日本全体、国際社会との関連を見極めることによって、幅広く、地域を越えて、あるいは国際社会で活躍する人材とも言える。 (掲載先 URL) https://www.kyoai.ac.jp/guide/kyoai-vision/
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産学連携による地域課題の解決に向けた取り組みなど「知の拠点」としての大学の役割・機能の発揮に取り組んでいる (掲載先 URL) https://www.kyoai.ac.jp/social-collaboration/

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生の受入れのために、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進室を設置し、支援体制を整えている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮している。

原則３－１ 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を「寄附行為」に定め明確にしている。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は定期的開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、「法令」及び「寄附行為」に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聞いた上で業務執行上の重要な審議、決定している。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行っている。 理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めている。

原則３－２ 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。 会計監査人は、理事会で決議された選任基準に基づき、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査を実施するための必要事項を「監事監査規程」及び「内部監査規程」に定め、監事、会計監査人及び内部監査室による三様監査体制を確立し、情報交換や意見交換などを、適切に行っている。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めている。 また、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えている。 その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めている。

原則３－３ 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合について	評議員の定数と属性・構成割合、資格を「寄附行為」に定め明確にしている。

の考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為に召集や・決議の方法や会議の運営、議事録の内容等の必要な事項を定め運営の透明性を確保している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように情報提供・研修会の充実に努めている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「リスク管理基本規程」を定め、理事長をリスク管理最高責任者としている。またリスク体制も整備している。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組んでいる。 また、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図っている。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、情報公開を推進している。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学校法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供している。 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開している。 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用している。 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫している。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明